

岩手県権限移譲等推進計画

～住民本位の行政サービスのさらなる向上を目指して～

平成20年3月

目 次

なぜいま権限移譲なのか

計画策定の意義

1	地方分権改革について	2
2	本県における分権の取組み	2
3	これまでの権限移譲における課題	2
4	今後の権限移譲の進め方	3
5	権限移譲の基本的な考え方	3

計画の内容

1	計画の概要	4
2	計画の期間	4
3	権限移譲の方法	4
4	移譲の相手	4
5	権限移譲の進め方	4
6	権限移譲の手続	6
7	権限移譲に伴う財源措置	7
8	人的支援について	8
9	適正な事務処理確保のための支援	9
10	今後の検討事項	10

参考1 関係法令

参考2 岩手県分権推進会議委員名簿

別冊1 各行政分野の市町村と県の役割分担の考え方

別冊2 移譲対象事務権限一覧表

なぜいま権限移譲なのか

いま、本県は、人口減少の下での急激な少子・高齢社会の進展、経済のグローバル化や産地間競争の激化による産業振興への強い要請など様々な課題を抱えています。

これらの課題に的確に対応していくためには、市町村と県が適切に役割を分担し、市町村は住民に身近な行政サービスを総合的に担い、県は産業振興や環境保全など広域的、専門的な役割に経営資源を集中していく必要があります。

このことによって、市町村と県を通じた簡素で効率的な行政システムが構築され、本県を取り巻く厳しい環境の下で、将来にわたって、より住民本位の行政サービスを持続的に提供していくことが可能となります。

そのためには、住民に身近な事務権限については、できるだけ県から市町村へ移譲することが必要なことから、本県では、市町村と連携して「岩手県権限移譲等推進計画」を策定することとしました。

この権限移譲により、市町村では、これまでになかった新たな政策の立案、実施が可能となるものであり、県民の皆様には「住民自治の主役」として、市町村や県の行政に積極的に参画されるよう期待するものです。

地方分権改革は、未だ道半ばです。今後とも県民の皆様の高い関心と理解の下、この本県の危機を希望に変え、すべての県民の皆様が地方分権改革の成果を実感できるよう、市町村と県が連帯して取り組んでいきたいと考えています。

1 地方分権改革について

平成7年から平成13年にかけて、国と地方のあり方を見直す第1次地方分権改革が行なわれました。これまでの国による全国画一的な「中央集権型行政システム」から、地域主導による個性豊かで活力にみちた地域社会の実現を目指す「地方分権型行政システム」へ大きく方向転換をすることになりました。

この改革により、国と地方の関係は、「上下・主従」から「対等・協力」になりました。しかし、地方税財源の充実確保や法令による義務付け、事務権限の移譲など、課題が残されました。

このように、改革は不十分であり、地域自らの意思と責任で、地域の実情に応じた住民本位の行政サービスが提供できるように、地方の自由度を拡大していくことが必要です。

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が制定され、国民的な理解と支持の拡大のもとに「地方が主役の国づくり」を目指す第二期地方分権改革が始まっています。地方分権改革は今、新たなステージを迎えつつあります。

2 本県における権限移譲の取組み

本県においては、旧合併特例法に基づく市町村合併の進展により、平成18年4月には、本県の市町村数は、同法施行前の59市町村から35市町村となりました。

特に、人口10万人を超える合併市が誕生するとともに、盛岡市が中核市に移行します。住民に身近な市町村の規模・能力が拡充し、分権型社会に求められる行財政基盤の強化が進められてきています。

この状況を踏まえ、県では「住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な市町村が担い、市町村では対応が難しい広域的・専門的な行政サービスは県が担う」という市町村優先の原則のもと、県から市町村への権限移譲を進めてきました。

3 これまでの権限移譲における課題

権限移譲が進む一方で、合併市町と非合併市町村、あるいは、人口が同じ程度の市町村で、取組みに大きな差異が見られる状況となっています。この理由としては、次のようなことが考えられるところです。

市町村と県の役割分担の考え方、権限移譲の意義や効果が、市町村長をはじめ市町村・県の職員や住民に共有されていない。

市町村と県の行政間の議論に終始し、住民の視点が十分反映されていない。

4 今後の権限移譲の進め方

平成19年度に設置した「岩手県分権推進会議」（座長：知事）において、市町村長や学識経験者、民間などの参画のもと、住民視点を踏まえながら検討してきました。

この中では、今後の権限移譲の進め方について、概ね次のように意見が集約されました。

市町村と県の役割分担については、「市町村優先の原則」に基づいて整理し、権限移譲を進めていくべきである。

市町村では、行政基盤の強化と住民サービスの向上のために、住民視点に立って、できる限り権限移譲を受けることが望ましいが、小規模市町村の職員体制では、権限移譲が困難となっていることに配慮しながら進めていくべきである。

権限移譲にあたっては、次のことに留意しながら進めるべきである。

- ・ 市町村と県との協議・合意を基本として進めること。
- ・ 事務処理に要する財源の措置と人的な支援を的確に行うこと。
- ・ 市町村の規模・体制は様々であり、専門性が高い事務権限については、人口規模などの区分を設けて進めること。
- ・ 市町村の完結性を高めるため、専門性が高い事務権限もできる限り移譲すること。

移譲後の県の役割として、専門性を活かした適切なアドバイスやフォローアップなどが必要

小規模市町村では、合併による行財政基盤の強化を基本としながら、広域連携や近隣市町村への委託、県による補完なども併せて検討していくべきである。

5 権限移譲の基本的な考え方

市町村と県が対等・協力の関係の下で、これまで以上に「住民本位の行政サービス」を提供していくために、次のような基本的な考え方に基づいて権限移譲を進めていくこととします。

住民視点による権限移譲

市町村と県は、行政サービスの受け手である住民の視点に立って、利便性の向上や地域の活性化等に資する方向で権限移譲を進めていくこと。

役割分担に基づく権限移譲

市町村と県は、岩手県分権推進会議において明確にしてきた市町村と県の役割分担に基づいて、権限移譲を進めていくこと。

市町村行政の総合性を高める権限移譲

地域の実情を把握している市町村が、自らの判断と責任において行政サービスが提供できるように、権限移譲を進めていくこと。

計画の内容

1 計画の概要

当計画は、岩手県分権推進会議における検討を踏まえて、各行政分野別における役割分担を整理したうえで、権限移譲の基本的な考え方と移譲の対象とする事務権限を取りまとめたものであり、今後の権限移譲の基本となるものである。

2 計画の期間

計画期間は、平成20年度から平成22年度までとし、その間、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

したがって、「県事務の市町村への移譲指針」に基づき、平成20年度から移譲する事務権限についても、当計画の期間内として取り扱うこととなる。

3 権限移譲の方法

事務権限の性質や内容に応じて、適切な移譲の方法を選択することとし、分権を進める観点から、地方自治法第252条の17の2に定める「条例による事務処理の特例」制度や個別法の規定に基づいて、市町村への権限移譲を進める。

また、地方自治法第252条の14に基づく事務委託、私法上の事務委託についても、必要に応じて活用していく。

4 権限移譲の相手方

市町村、広域連合及び一部事務組合が県の事務権限の移譲を受けることができる。

なお、一部事務組合が移譲事務を処理する場合には、組合を構成する各市町村に対して権限移譲を行うとともに、組合規約を改正することにより処理が可能となる。

5 権限移譲の進め方

(1) 市町村ごとのプログラムの策定

計画策定後、市町村ごとに協議を行い、移譲の希望、移譲年度、研修の方法などについて、計画期間中における具体的なプログラムを策定し、十分な準備期間を設けながら、円滑かつ着実に権限移譲を進めていく。

(2) 人口規模に応じた権限移譲

住民に身近な市町村において総合的に行政サービスが提供されるよう、できる限り細分野ごとに包括的な形で移譲を進めていくが、特に、専門職員の配置が必要な事務権限などは、市町村の職員体制や効率性に配慮する必要があることから、人口規模などによる区分を設け権限移譲を進めていく。

(3) 市町村との合意に基づく権限移譲

プログラムの策定にあたっては、市町村において具体的に検討を行うために、基礎資料や先進事例の実施状況などの情報を提供するほか、説明会等を行った上で、市町村との合意のもとに策定していく。

(4) 権限移譲に伴う財源の措置

市町村における事務権限の執行に要する経費として、市町村事務処理交付金により、所要額を措置する。

なお、社会福祉法に基づく福祉事務所の設置や建築基準法に基づく特定行政庁の設置など、個別法に基づく権限移譲については、地方交付税の措置による。

(5) 人的支援等について

市町村と県は、事務権限の性質や内容に応じて、職員の相互交流、市町村への技術専門職員等の派遣、市町村から県への研修職員の受入れ制度を活用しながら、円滑な権限移譲と市町村における事務権限の定着を図る。

(6) 移譲事務の円滑な移行

プログラムで定める事務権限ごとの移譲年度に合わせて、事務処理マニュアル等の提供、台帳の整備や事務権限に応じた技術等の習得のための研修を早期から段階的に行うことにより、計画的で効果的な引継ぎを進めていく。

(7) 移譲後における適正な事務処理の確保

市町村と県は、移譲事務の遂行状況を定期的に確認、検証していくほか、県では、随時の相談や、事務権限に応じた定期的な研修等の実施などにより、ノウハウの維持やスキルの向上に努め、市町村における適正な事務処理を支援する。

また、市町村は、専門的な知識を要する職員の配置や養成などに配慮する。

6 権限移譲の手續

(1) 市町村と県による協議組織

計画策定後、平成20年度中に市町村ごとに県との協議組織を設置し、プログラムを策定する（協議組織は、広域振興局等を中心に整備）。また、事務の性質や内容に応じて、本庁所管課においても、広域振興局等と連携しながら説明等を効果的に実施する。

(2) 意向確認の方法

プログラムにより、条例による事務処理特例制度により権限移譲を行うこととされた事務権限については、移譲予定年度の前年度中に、改めて文書協議（地方自治法第252条の17の2第2項）を行い、市町村の意向を再確認する。

(3) 事務処理の特例に関する条例の改正の時期

市町村における体制整備などの必要性から、県では、原則として、県議会12月定例会において、事務処理の特例に関する条例の改正手続を進める。

なお、移譲の時期は、年度当初を原則とするが、必要に応じて、年度途中での移譲にもできる限り対応する。

(4) 市町村の受入準備（事前研修、規定類の整備、住民への周知、事務引継）

市町村においては、権限移譲にあわせて、条例等の規定類の整備や住民・団体への周知を進めるとともに、県本庁・振興局は、円滑な事務の移行のために、早い段階から効果的な事前研修や市町村における規定類の整備への支援を行う。

(5) 市町村事務処理交付金の交付

市町村が事務処理に要した経費について、市町村からの事務処理実績の報告に基づき、市町村事務処理交付金として交付する。

なお、実績報告における処理件数等のカウントは、暦年で行い、当該年度分として交付金を交付する。

7 権限移譲に伴う財源措置

条例による事務処理の特例による権限移譲に伴い、市町村における事務の執行に要する経費として、事務処理の実績に応じて市町村事務処理交付金を交付する。（地方財政法第28条及び事務処理の特例に関する条例第4条）

(1) 市町村事務処理交付金

市町村事務処理交付金は、個別の事務ごとに、県における標準的な処理状況を踏まえて、以下の基礎単価により、1件当たりの事務処理に要する単価を設定し、市町村からの実績報告に基づく事務処理の実績件数を乗じて積算のうえ交付する。

【参考：平成20年度財源措置単価】

- ・ 人件費 1時間当たり 4,142円

《算出方法》

(H19年度地方交付税市町村職員A単価) + (寒冷地手当相当額)

= 8,558,580円 + 54,740円 = 8,613,320円

8,613,320円 ÷ (52週 × 40時間) 4,142円 (1時間あたり)

- ・ 燃料費 (ガソリン代等) 1回当たり 388円
- ・ 消耗品費 (申請書用紙等) 1件当たり 39円 ~ 77円
- ・ 電話料 1件当たり 26円
- ・ 郵便料 (封書切手代) 通信1回当たり 80円

上記の他、旅券窓口交付端末機購入費用、県農業会議への諮問のための出張旅費、知的・身体障害者相談員の委嘱に伴う報償費、道路改良・維持修繕に要する事業費など、事業の実施に伴い必要となる経費について、所要額を交付。

屋外広告物の簡易除却など、処理件数の算出が困難な事務などについては、上記方法によらず、定額により交付金を交付。

(2) 初年度調整費の交付

新たに権限移譲した事務について、市町村では関係書籍等の購入、申請用紙等の印刷、事前研修などの準備が必要になることから、それに要する経費を初年度調整費として、1法令事務につき、定額で2万円を交付する。

また、市町村合併により支所を設置する場合は、事務を行う支所の数に応じて、初年度調整費を交付する。

(3) 手数料収入がある事務の財源措置

手数料収入がある事務は、移譲している個別の事務の内容に応じて決める。なお、これに伴い、市町村では手数料条例等の改正が必要となる。

8 人的支援について

専門的な技術や知識を有する職員の配置を要し、短期間での人材育成が困難な事務権限などについては、市町村と合意のうえ、次のとおり人的支援を行なう。

(1) 広域振興局等と市町村職員との相互交流制度の活用

専門職員の配置を要する事務権限などの移譲にあたって、市町村と広域振興局等との協議に基づき、移譲する事務の内容や時期に応じて、広域振興局等と市町村職員との相互交流制度を活用した人的支援を行う。

根拠 広域振興局及び市町村職員相互交流実施要綱

【実施状況】

平成18年度に一関市と一関総合支局間において、20人の職員交流が行われたが、移譲事務の定着のみならず、市と県の職員による相互理解とパートナーシップが形成されるなど、職員の連携による新たな取組みにもつながっている。

相互交流制度は、権限移譲のみならず、人材育成を目的として活用することが可能であり、柔軟で効果的な運用が期待される。

(2) ポイント式一括移譲制度の活用

市町村における移譲事務の円滑な実施と市町村の行政基盤の強化を支援することを目的として、市町村と広域振興局等との合意に基づき、ポイント式一括移譲制度を活用した人的支援を行う。

根拠 権限移譲に伴う県職員の市町村派遣実施要綱

【実施状況】

専門性が高い事務についても、県職員の派遣により、移譲当初からの円滑な事務処理が可能となっており、市町村においても、派遣終了時まで担当職員の育成と体制整備が図られる。

なお、県においても、専門性を有する派遣職員の確保に対応するため、全庁的な調整を行ったうえでの計画的な職員派遣が必要となっている。

(3) 市町村研修職員制度

専門的・技術的な対応が求められる事務権限の移譲にあたって、市町村との合意に基づき、市町村研修職員制度を活用した人的支援を行う。

根拠 市町村研修職員要綱

【実施状況】

研修職員は、県組織において、一定期間、様々な事例を経験することにより、マニュアル等だけでは伝達が困難なノウハウなどについても、幅広く習得することが可能となり、効果的な人材育成が図られる。

9 適正な事務処理確保のための支援

移譲先の市町村では、権限が移譲された日から、適正に事務を執行しなければならないことから、県としては、移譲の前後において、次のとおり支援を行い、適正に事務処理が進められるよう万全を期す。

- (1) 事務処理マニュアル等の提供
事務の引継ぎにあたっては、事務処理マニュアル等を提供する。
- (2) 規則等の整備における支援
権限移譲に伴い、市町村が制定することとなる規則等の整備にあたっては、県における整備状況に基づき、必要な助言・協力をを行う。
- (3) 事務引継・事前研修の実施（実地研修・OJTの実施）
権限移譲に伴う事務の引継ぎのほか、事務の内容に応じて、移譲前年度の早い時期から実地研修やOJTを実施するなど、県（振興局）・市町村の担当者間において、効率的に事務の引継ぎを進める。
- (4) 移譲後の随時の相談対応
移譲後においても、県と市町村の連絡体制を密にし、事務処理に疑義等が生じた場合における相談・助言を行い、市町村における適正な事務処理の確保を支援する。
- (5) 定期的な研修の実施
県の出先機関や市町村の担当職員を対象に研修会やケーススタディなどを実施し、法改正等の情報共有や、移譲先の市町村におけるスキルの向上とノウハウの維持に努める。
- (6) 移譲事務の評価と検証等
移譲事務については、その効果や移譲方法などの検証を行い、必要に応じて事務フローや交付金単価等の見直しを行う。
また、移譲後において、移譲当初には想定されなかった状況の変化や特別な事情等により、当該市町村での実施が困難となった場合には、県と個別に協議のうえ、事務権限を返上することができるものとする。
なお、制度上の制限などにより、権限移譲の障害となっている事項については、制度改正などを国に対して要望していく。

10 今後の検討事項

権限移譲の推進に併せて、市町村と県が連携・協力をすることで、市町村の行政基盤の強化や住民本位の行政サービスの質をさらに高めていく方策として、次の事項について、検討を行っていく。

(1) 専門職員の効率的な確保・配置

専門性の高い事務権限が円滑に定着するよう、例えば、県の専門技術職員を1つの市町村に一定の期間駐在させ、隣接する複数の移譲先市町村への支援・助言も担当させるなど、複数の市町村と県が事務権限を共同で担うことなどについて、検討を行っていく。

(2) 県職員短期派遣制度

市町村の自治力向上に向けた取組みに対する支援制度として、県と市町村において共通している課題などについて、スキルを有する県職員を短期間派遣し、課題解決のための支援を行なう方策について、検討を行っていく。

(3) 市町村・県組織のワンフロア化

地域における行政サービスの提供方法として、市町村と県（振興局）の組織・職員が同一施設内で協力して執務を行うことにより、住民へのワンストップサービスの実現や市町村と県の連携による一体的な行政サービスの提供が期待される。

今後、その具体的な活用策について検討を行っていく。

【実施例】

遠野市では、効率的・効果的な社会資本整備を進めるとともに、住民の多様なニーズに一体的かつ的確に対応する体制を構築するため、平成18年度から、市地域整備部が遠野地区合同庁舎に移転し、遠野土木センターと同一施設内で業務を行っている。

参考 関係法令

1 条例による事務処理の特例制度

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(是正の要求等の特例)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であっても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第十三項の規定は適用しない。

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

- 第五十五条** 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。
- 2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。
- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。
- 6 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会」と読み替えるものとする

2 事務処理に要する経費の措置

地方財政法

(都道府県がその事務を市町村等が行うこととする場合の経費)

第二十八条 都道府県がその事務を市町村が行うこととする場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じなければならない。

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例

(県の事務を市町村が処理することとする場合の経費)

第4条 県は、県の事務を市町村が行うこととする場合においては、当該市町村に対し、その事務を執行するに要する経費の財源について必要な措置を講じるものとする。

岩手県分権推進会議委員名簿

氏 名	職 名	
相 原 正 明	奥州市長	
稲 葉 暉	一戸町長	
小 笠 原 裕	岩手日報社論説委員会 副委員長	
小 野 仁 志	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ 会長	
小 原 豊 明	二戸市長	
川 村 光 朗	矢巾町長	
北 村 喜 宣	上智大学 法学部教授	
熊 坂 義 裕	宮古市長	
佐々木 りほ子	特定非営利活動法人 ふれあいステーション・あい 理事長	
鈴 木 宏 延	岩手県中小企業団体中央会会長	
高 橋 聡	岩手県立大学 社会福祉学部准教授	
多 田 欣 一	住田町長	
平 木 協 夫	日本経済新聞社編集局産業地域研究所 日経グローバル 主任研究員	
役 重 真 喜 子	東和町行動する女性ネットワーク事務局 (花巻市教育委員会教育企画課長)	
谷 村 邦 久	みちのくコカ・コーラボトリング(株) 社長	
県関係委員	達 増 拓 也	岩手県知事
	酒 井 俊 巳	企画理事兼県南広域振興局長
	勝 部 修	総合政策室長
	藤 尾 善 一	地域振興部長
	川 窪 俊 広	総務部長

(県関係委員以外は50音順、敬称略)